

コーポレート・ガバナンスの基本方針と現状

当社は、価値ある企業として信頼を得るために、株主・投資家などのステークホルダーとの関係を深め、コーポレート・ガバナンス体制を強化・充実することを重要な経営課題の一つと位置付けております。迅速な経営の意思決定、業務執行の監視・監督、コンプライアンスの徹底、そして適時・適切な情報開示体制の構築など、経営の透明性の確保と効率化のために経営体制及び内部統制システムを整備し、企業価値の向上に取り組んでおります。

取締役会は、原則として月1回開催の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する体制により、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行の状況を逐次監督しております。取締役会には、取締役会が委嘱する部門の業務を担当する「役員待遇」（取締役に準じた職位）も出席し、必要に応じてその業務執行の状況を報告しております。また、常務以上の取締役で構成する経営会議において、社長決裁事項のうち特に経営上の重要事項について審議する体制をとり、適切な意思決定を期しております。

監査役は3名体制（うち社外監査役2名）となっており、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

監査役会は原則として月1回開催しており、監査役は監査役会で定めた監査方針・監査計画に従い、株主利益の重視及び法令順守の視点から、業務監査・会計監査を実施し、取締役会及びその他の重要会議への出席を通じて組織的運営体制の監視を行っております。また、定期的に内部監査人・会計監査人と連携をとりながら監査の充実を図っております。

内部監査を担当する監査室は、当社企業集団の業務監査及び会計監査を実施し、健全で合理的な業務の推進に努め、業務の適切な運営と内部管理の充実、リスクマネジメントの強化から内部監査を実施する体制を確立しております。内部監査の結果は社長及び経営会議に報告するとともに、監査役及び会計監査人と定期的な会合を設けて積極的に情報交換を行い、緊密な連携を図っております。

また、企業倫理及び法令順守の徹底を図るため、「アース製薬行動指針」の制定、コンプライアンス委員会の設置、内部通報制度（アース製薬スピークアップライン）の導入などを行っております。アース製薬の一員として、また社会の一員として行動指針を規範に良識ある行動をとることを周知徹底するため、計画的に各種会議体や研修を通して指導及び啓蒙を行っております。内部通報制度については社内の相談窓口と第三者機関の外部窓口を設けており、問題解決に取り組んでおります。

経営全般に関するリスクについては、危機管理委員会を設置し、経営危機の未然防止及び発生時の会社の対応について整備しております。さらに「情報セキュリティ基本方針」に基づき、情報資産の適切な管理と機密保持を目的とした情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を構築し、本社、支店（北日本支店、北関東支店、東京支店、名古屋支店、大阪支店、広島支店、福岡支店）、国際部及び赤穂地区事業所においてはISMSの国際的な標準規格であるISO27001の認証を取得しております。ISMSを全社的に機能させるために、「情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティマニュアル」を制定しており、運用面では各部門から選定された情報セキュリティ管理責任者を中心とするISMS委員会を組織し、情報漏洩及びシステム障害の予防や発生時の対応などの情報セキュリティに関する意識の高揚と徹底を図っております。顧客情報等の個人情報については、個人情報保護法に基づき情報の収集目的の明確化、収集制限、利用制限等を厳密に定め、適正な取り扱いを徹底しております。